

宮城県登米総合産業高等学校長 高橋 清幸
(公印省略)

学校感染症による出席停止及び「登校届」について(お知らせ)

学校保健安全法第19条及び学校保健安全法施行令第7条の規定に基づき、生徒が感染症に罹患した場合、本人の治癒と他の人への感染を防ぐため、出席停止(欠席扱いとしない)の措置を行います。医師の指示に従い、登校の許可が出ましたら、「登校届」を保護者が記入し、学校に提出してください。

学校感染症と出席停止の基準

| | 病名 | 出席停止の基準 |
|-----|---|---|
| 第1種 | エボラ出血熱, ジフテリア, ペスト 痘そう, 鳥インフルエンザ(H5N1)など | 治癒するまで |
| 第2種 | インフルエンザ | 発病後5日, かつ, 解熱後2日(幼児3日)が経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで, 又は, 5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで |
| | 麻疹(はしか) | 解熱した後3日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 耳下腺, 顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し, かつ全身状態が良好となるまで |
| | 風しん | 発疹が消失するまで |
| | 水痘(みずぼうそう) | すべての発疹が痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱 | 主要症状が消失した後2日を経過するまで |
| | 結核, 骨膜炎菌性髄膜炎 | 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで |
| 第3種 | コレラ, 腸チフス, 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 パラチフス, 急性出血性膜炎 流行性角結膜炎(はやり目) | 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで |
| | その他の感染症 溶連菌感染症, ウイルス性肝炎 手足口病, 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症) など | |
| | 新型コロナウイルス感染症(COVID-19) | 医師の許可が出るまで |

キ リ ト リ

登 校 届

宮城県登米総合産業高等学校長 殿

| | |
|--------|---------------------------|
| 生徒氏名 | 年 科 番 氏名 |
| 診断名 | |
| 出席停止期間 | 令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日() |
| 受診医療機関 | 病院名: 所在地(市町村名): |

※保護者の記入でかまいません。

※病院受診の確認ができる書類(薬の説明書, 領収書など)のいずれか1つを「登校届」と一緒に提出してください。確認後, お返しいたします。

上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

保護者氏名

印